



新規創業される方に助成金を交付し、起業を応援します！

## 創業者支援事業助成金のご案内

令和元年10月現在 魚津市商工観光課

要件	以下の①～④全てに該当すること ①魚津市内において、新規創業し又は新規創業する予定であり、かつ、3年以上事業を継続する見込みのあること。 ②魚津中小企業相談所の指導を受けていること。 ③国、県、団体からの助成金の交付を受けていないこと。 ④市税等を滞納していないこと。  ただし、以下の事業は対象外となります。 ・風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業 ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業 ・事業承継により開始する事業 ・フランチャイズ契約に基づく事業及びそれに類する事業 ・1週間の営業日数が平均して3日以下である事業 ・常時1人以上のスタッフが配置されない事業（スタッフには事業主も含む）	
助成金の種類	どちらかを選択	
	改装助成金	奨励金
助成金額	対象経費（※1）の1/3（上限50万円）	10万円
申請の流れ	認定申請 → 書類審査 → 対象認定 → 改装工事 → 現地確認 → 交付申請 → 助成	認定申請 → 書類審査 → 対象認定 → 現地確認 → 交付申請 → 助成
認定申請期限（※2）	改装工事着工前	開業してから3か月以内

（※1）対象経費は、貸店舗等の改装工事のうち建物と一体となるもの（据え付けのもの）で、容易に動かすことのできないものです。また、自己所有（親族含む）資産での改装工事は対象となりません。個別に判断が必要となりますので、事前に担当までご確認頂くことをお勧めします。

（※2）平成31年4月1日～令和元年9月26日に創業・開業された場合は、経過措置が適用されます。

### 認定申請時提出書類 ⑤～⑨は写しで構いません。

- ①認定申請書
- ②事業計画書
- ③魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
- ④市税等納付状況確認同意書
- ⑤魚津市民以外は身分証明書
- ⑥開業届または商業法人登記簿（創業後の場合）

改装助成金の場合は以下の書類も必要です。

- ⑦改装工事見積書
- ⑧工事内容のわかる図面・工事前の写真等
- ⑨貸店舗等の賃貸借契約書

詳細は魚津市HPをご覧ください。



【お問い合わせ先】魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23-1096 ✉ syokokanko@city.uozu.lg.jp